

# 部 活 動

## 1. 部活動の目標（ねらい）

- (1) 自主的な活動・自発的な活動を促進し、自分の力で集団生活をより楽しく、より良いものにする実践力を養う。
- (2) 共通の趣味や特技を基盤とした集団活動を行う中で、友情を深め、知識・技能・社会性を養いつつ教師と生徒、異学年間の豊かな人間関係を育てる。
- (3) 体力、体位の向上、精神、情操の陶冶と勤労を尊ぶ態度を育てる。

## 2. 基本方針

- (1) 部活動は、教育活動の一環であるという認識で指導する。（関連資料・・・学習指導要領・第3章指導計画の作成と内容の取扱い、3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連）
- (2) 生徒、保護者、学校（教師）三者が連携を密にしながら共通理解のもとで、協力体制を確立しながら指導していく。
- (3) 教師と生徒、上級生と下級生が相互の信頼と愛情と協力を結ばれた状態を保ちながら指導していく。
- (4) 道徳心を養い、いかなる場所に出しても恥ずかしくない態度が身につくように指導する。
- (5) 家庭・学校生活、学級にあっては、自主的・自発的に活動に参加し、他の生徒の模範となるよう指導する。

## 3. 部活動の組織

### (1) 顧問

- ・顧問（主顧問、副顧問）は、本校職員全員で担当する。  
（平成26年度から代理顧問を廃止し、全職員顧問制とする。）
- 校長は、教職員を顧問として依頼する場合、次の手順で行う。

- ① 部活希望調査を行う。
- ② 希望調査の結果、部活動主任と協議のうえ、各部顧問案を作成し、職員会議の検討を経て校長が決定する。
- ③ 顧問の任期は原則として1年とする。

### (2) 外部指導者

- ・各部の運営上外部指導者が複数必要な場合、校長が委嘱する。その外部指導者は学校の基本方針を理解し、顧問と協力しながら指導できる方にかぎる。
- ・任期は原則として1年間とする。
- ・外部指導者の中体連登録時期は5月・9月の年2回で、最大2名登録できる。

(3) 部活動を円滑に行うために、部活動顧問会を設置する。顧問会は(定期的に)開催し、部活動運営に関する問題について協議する。

参加者：部活動主任、各部顧問（代表者）、必要に応じて校長、教頭も参加する。

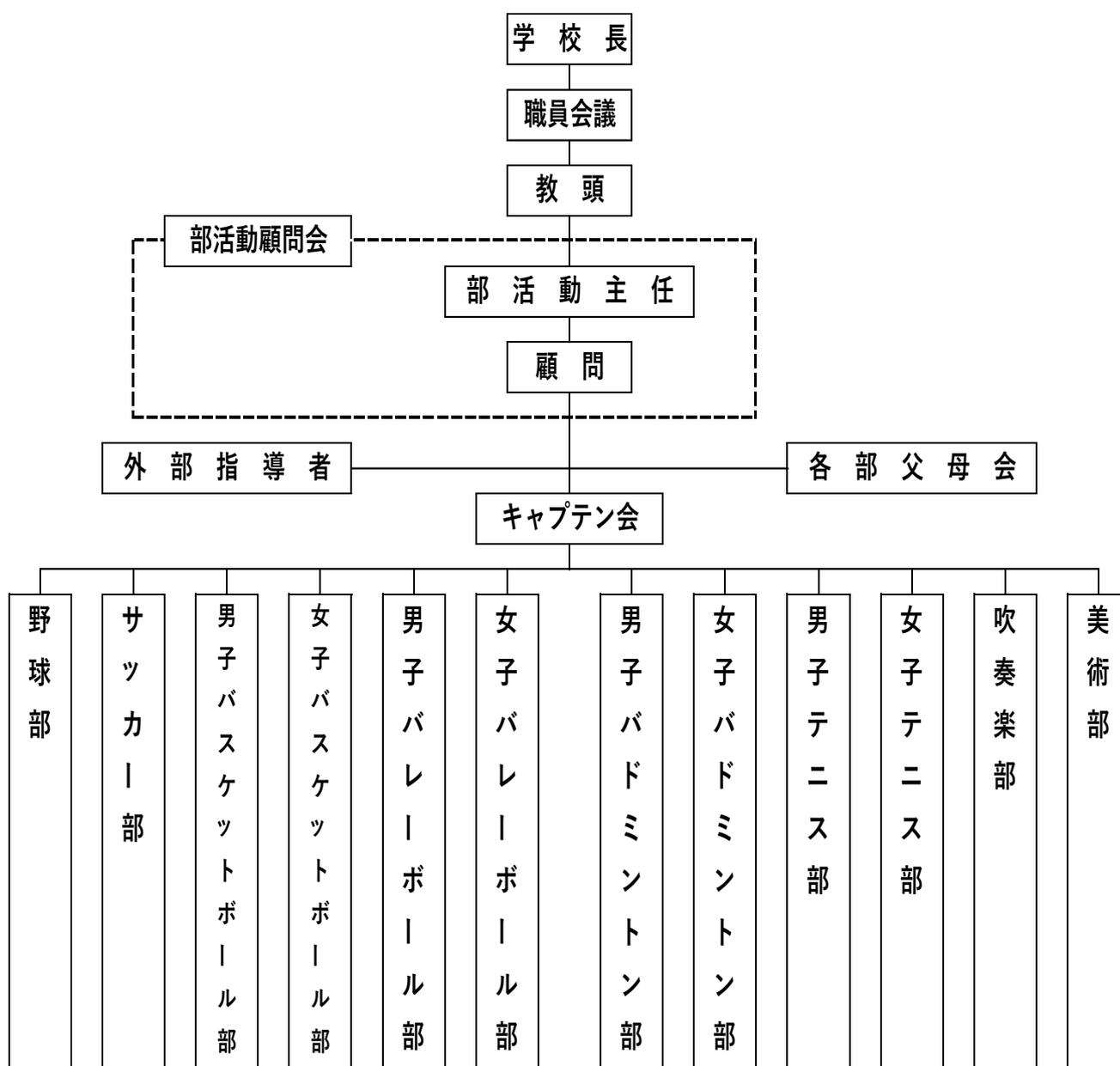
また、部活動主任主導のもと必要に応じてキャプテン会を開催し、部活動の自主的・自発的な活動の推進をしていく。

(4) 部活動保護者会

・各部活動の運営上、顧問の活動を補助する上で保護者会を結成する。大会などの引率や大会中の生徒管理、部活動費の管理（顧問と相談）など部活動での諸問題を話し合う場とする。（保護者会）

・部活動全体に対する取り組みや、保護者会での諸問題について話し合いを持つこととする。

#### 4. 部活動組織図



## 5. 部活動計画

### (1) 活動日

- ① 平日(月、火、木、金)、土曜、日曜、祝祭日とも学校長の許可を受けて活動する。
- ② 長期休暇時は、部顧問の計画のもと学校長の許可を受けて活動する。
- ③ 学期末テスト1週間前の活動(早朝、延長も含む)は、原則として中止する。
- ④ 学期末テスト前活動停止期間であっても大会、発表会の2週間前であれば、保護者の要請・許可の上、学校長の判断において朝、夕どちらかの活動を許可する(テスト前活動許可願いを提出)。但し、夕方の活動は18時完全下校とする。
- ⑤ 平日(毎週水曜日)1日、毎月第3日曜日(家庭の日)、原則として土日いずれかを休養日とする。  
※ただし大会前の土日に関しては柔軟に対応する。

### (2) 活動時間

#### ① 放課後

夏 期 ( 3～9月) 午後6：30までとする(総下校6：45)。

冬 期 (10月～2月) 午後6：00までとする(総下校6：15)。

※下校時間を守るため、各部活動輪番制で下校指導を行う。下校時間を守れない部活動は活動停止とする。

※ただし、総下校前に活動終了した場合、15分以内に校門を出ることとする。

※研修等で職員が校外へ出て生徒管理ができない場合は、その日の活動を休止する。

※授業カット等で早めに活動できる場合は、部活動主任の指示により活動を早めに開始することができるが、他学年の授業がある場合はその終了後に開始する。

#### ② 早朝練習

校長の許可を得て行うことができる(早朝練習許可願いを提出)。

活動時間は午前7:00～7:50とする。

※登校するときは、原則として保護者に送ってもらうこと。

※活動終了後、8:10までには教室に入れるようにすること。

※顧問の許可のもと、軽食を持参することを認める。

その場合は、朝食を食べてから朝会・朝の会に遅れずに参加すること。

※学期末テスト1週間前は活動を中止する。しかし大会の2週間前であれば、テスト前活動許可の申請をし、活動をすることができる。

#### ③ 延長

顧問は、公文のある大会1ヶ月前より校長の許可を受けて活動時間を最大30分まで延長することができる。(部活動延長許可願いを申請)。

※学期末テスト1週間の延長は認めない。

### (3) 合宿について

合宿を実施する場合は、2週間前に計画書を校長に提出し許可を得る。特に安全面や健康管理

に留意すること。引率には顧問が必ず付き、保護者も付かなければならない。15人に付き、2人の保護者を付けるものとする。10人増すごとに1人の割合で保護者を付ける。

※授業に支障が出ているようであれば活動を認めない。

## 6. 部活動規則

- (1) 活動は顧問がついて行う。
- (2) 活動時間を厳守する。(下校放送を輪番制で行い、総下校時間の厳守につとめる。)
- (3) 部活動より、学級の仕事、学校行事を優先し、他に迷惑をかけること。
- (4) 活動場所については、部活動顧問会で話し合い、決定する。
- (5) 万一事故発生の際は、顧問または近くの職員に連絡を取り適切な指示を受ける。
- (6) 部室の管理は、顧問の責任のもと、キャプテン・部員が協力して整理整頓にあたる。  
(顧問は定期的に部室の管理状況を確認する。部室内でのいじめや私物化等、諸問題が起こらないよう注意すること。)
- (7) 古蔵中学校生徒としての本分を守らない生徒または、規則を守らない生徒及び部長に対し、活動停止、対外試合禁止処分をする権限を顧問、部活動主任に与え、校長がこれを執行する。
- (8) 校内への弁当、飲み物等飲食物の持ち込み及び携帯電話の持ち込みを禁止する。(但し、試合・大会等で必要な場合は顧問の管理の下、許可する。)

## 7. 部員心得

- (1) 自主的・意欲的・創造的な練習に努める。
- (2) 教師の指導を素直に受ける。
- (3) 部長及び部員は常に安全面に気を配って活動する。
- (4) あいさつを活発に行う。
- (5) 登下校は、寄り道をしたり、買い食い等はせず下校時刻を守る。
- (6) 必要以外の金銭は持たない。
- (7) 練習試合や合同練習は、顧問と相談の上、決定する。
- (8) 部活動への参加は、その活動に適した服装(ユニフォーム・体育着等)で参加し活動すること。
- (9) 染髪等、校則に違反する行為はしない。
- (10) 各部活動で使用した施設・場所は部活動終了後、きちんと清掃をする。
- (11) 部室の鍵は、職員室で管理すること。また、部室や用具置き場に私物を置くことは認めない。
- (12) 部室の使用方法について、顧問や部活主任などで確認を行い、正しく使用できていない部活に関しては、使用を禁止することもある。

## 8. 事故発生時の処置

- (1) 傷病者に対して、精神的な安堵感を与えると同時に誠意を持って事故処理にあたる。

- (2) 判断や処置については、細心の注意を払って手早く処置し、その場で実施可能な応急処置は行う。
- (3) 傷病者の程度によっては、救急車、保護者、校長その他関係機関に連絡し、治療処置の対策をとる。
- (4) 事故発生に関する状況をもとに、その問題点を明確にし、反省と改善について全員に共通理解を図り、今後同様な事故が発生しないよう安全管理と対策を徹底する。

## 9. 活動費

- (1) 活動費は、年額6000円を納入する。ただし、3年生は3000円とし、部活動結成式の日には保護者同伴で顧問に納入する。その日に納入できないものは5月中に保護者が顧問へ納入する。
- (2) 部活動へのPTAからの補助は、PTA会則の内規に準ずる。

## 10. 入退部手続きについて

- (1) 入部を希望する生徒は、担任や顧問から「入部届」の用紙をもらい記入し、保護者の捺印の上、保護者、顧問、生徒の話し合いをもち、部活動費を添えて提出する。
- (2) 退部を希望する生徒は、保護者・顧問・担任とよく相談し、顧問より退部届をもらい提出する。(保護者及び担任の捺印をもらうこと)

## 11. 部の新設について

- (1) 部を新設するための基準  
新設を希望する生徒が10人以上おり、顧問がいること。
- (2) 手続き
  - ①部活動主任に申し出る。
  - ②部顧問会で検討、審議する。
  - ③校長の承認後、校長から顧問を委嘱する。
  - ④全職員に報告する。

## 12. 部の廃部について

- (1) 廃部の基準
  - ① 部活動結成式の日までに部員、入部希望者がいない場合。
  - ② 所属部員が3年生だけで、最後の大会までに新入部員がいない場合。  
※最後の大会までは部活として活動させる。
  - ③ 活動がなく、運営されていない場合。
- (2) 手続き
  - ①部顧問会で検討する。
  - ②承認された場合、学校長の承諾を得、廃部にする。

③全職員に報告する。

### 13. 申し合わせ事項

- (1) 部員の生活指導は、最高責任者である学校長、教頭並びに生徒指導主事、関係指導教師、外部指導者との密接な連携のもとに行う。
- (2) 各部は、保護者会の結成を行う。保護者会の会長・副会長は代表者会議等に参加する。
- (3) 毎年の製氷機のメンテナンス代及び修繕費を部員数に応じて徴収することもある。(PTA と相談)
- (4) 年度途中で部活動を移籍した場合でも、活動費の6,000円は返金しない。原則として移籍先の部活動へは残り月数×500円(6,000円の12分割分)を納入する。また、年度途中で退部をする生徒についても同様に活動費の返金はしない。

### 14. その他

- (1) 部活動以外の活動者で学校代表派遣の場合は PTA から支給する。(PTA から補助は、PTA 会則の内規に準ずる。)
- (2) 春休みの活動については、顧問の先生の指示に従って練習を行う。顧問がつけない場合は、日直の先生の許可を得て練習すること。